



うめ

# FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

## ◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日  
23日・天皇誕生日 24日・振替休日

- 国 税** / 令和元年分所得税の確定申告  
2月16日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月17日から。  
還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月3日から)
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
3月2日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 3月2日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人  
税の確定申告及び納付 3月2日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

**地方税** / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
市町村の条例で定める日



**簡易な接触** 国税当局における税務調査で、調査必要度の高い納税者に対して調査体制を編成し厳正な調査を行う「**実地調査**」に対し、申告内容に簡易な誤り等が想定される納税者へ書面や電話、来署依頼により申告書の自発的な見直しなどを要請する方法。自発的な見直し等が行われない場合は、実地調査に移行する場合があります。

# 令和元年分

## 確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告時期を迎えました。還付申告は、既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日（休日に当たるため、翌三月十六日）までとなります。また、二月十六日は日曜日となるため、税務署窓口での申告書の受付は二月十七日からとなりますが、税務署にある收受箱へ投函することで提出できます。

以下、令和元年分確定申告のポイントを整理してみます。

### 1 確定申告の対象者

- ① 確定申告をしなければならぬ人（主な例）
  - 個人で事業を行っており納税額がある
  - 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二千万円を超え

る

④ 二か所以上から給与をもらっている

⑤ 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

⑥ 令和元年中に土地等の譲渡があった

⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

⑧ 所得税の還付を受けられる人（主な例）
 

- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

### 2 令和元年分の留意点

① 住宅ローン控除の特例  
令和元年度税制改正では、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動による景気の悪化が懸念されたことから、増税分の二

住宅ローン控除の特例の概要

住宅区分	税制措置 1～10年目	税制措置 11～13年目
		※1～10年目は現行制度が適用されます。
一般住宅	住宅借入金等の年末残高 (4,000万円を限度) × 1%	①住宅借入金等の年末残高 (4,000万円を限度) × 1% ②建物購入価格 (税抜4,000万円を限度) × 2% ÷ 3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高 (5,000万円を限度) × 1%	①住宅借入金等の年末残高 (5,000万円を限度) × 1% ②建物購入価格 (税抜5,000万円を限度) × 2% ÷ 3

注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

%相当額を住宅借入金等特別控除として所得税額から控除すること、税率引上げ後の取得でも税負担が増えないよう住宅需要を平準化させるための特例制度が創設されました。  
具体的には、個人が令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、住宅借入金等により消費税率一〇%が適

用される住宅を取得等して居住した場合は、住宅ローン控除の期間が既存より三年長い一三年間とされています(図参照)。

### (2) 医療費控除の添付書類

平成二十九年分から医療費控除及びセルフメディケーション税制の適用に当たっては、医療費の領収書等に記載されている①医療を受けた者の氏名、②病院・薬局など支払先の名称、③支払った医療費、等を記載した「医療費控除の明細書」を提出することとされています。

ただし、令和元年分までは経過措置として納税者の選択により医療費の領収書等の提出が認められています。

### (3) 国税関係手続の簡素化

令和元年度税制改正等における国税関係手続の簡素化が図られ、次の各種書類等の添付が不要となっています。

- ・ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益分配の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 上場株式配当などの支払通知書

表1 所得税額速算表(令和元年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= ((A)×(B)-(C))×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	((A)×5%)×102.1%	一律	10%
3,300,000	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%		
40,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%		
40,000,000	-	45	4,796,000	((A)×45%-4,796,000)×102.1%		

表2 確定申告書チェック表

(令和元年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション 税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。 差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。 領収書又は明細書の添付等がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成8.1.2~平成12.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚…… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別…… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦…… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
税額から差し引かれる金額	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
		源泉徴収税額
その他	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。



## 医療費控除

### 特定健康診査と特定保健指導が年を跨った場合

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、現在40歳から74歳までの者を対象に「特定健康診査」が行われ、その結果が一定の基準に該当すると「特定保健指導（積極的支援）」を受けることとなります。

特定健康診査費用は一部健保組合等から補助され、残りを自己負担します。特定健康診査の自己負担額は、人間ドックの費用と同様に医療費には該当しないことから、通常は医療費控除とはなりません。一定の要件の下で医療費控除の対象とされます。

具体的には、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合に、その特定健康診査の自

己負担額も医療費に該当するものとして取り扱われます。なお、特定健康診査に代えて人間ドックを受診した場合は、その人間ドックに要した費用は、特定健康診査に係る診断料と同様の取扱いとなります。

ところで、前年11月に特定健康診査を受診して、本年1月にその診査結果が一定の基準に該当し特定保健指導を受けたケースでは、特定健康診査で支払った自己負担額は本年分の医療費となるのでしょうか。

医療費控除の対象となる医療費は、「その年中に支払った当該医療費」とされており、その年中に現実に支払った医療費とされていますから、一連の治療が年を跨って行われた場合には、その医療費は支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となります。

したがって、特定保健指導の自己負担額は本年分の医療費控除となりますが、その特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担額は前年に支払っているため、前年分の医療費控除の対象となります。

## 生前贈与加算

### 相続人以外への贈与があるとき

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、原則として、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します（生前贈与加算）。また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることとなります。

この生前贈与加算の対象となる者は、相続や遺贈によって財産を取得した人となります。したがって、相続人ではない者が相続開始前3年以内に贈与を受けていたとしても、相続等で財産を取得していなければ生前贈与加算の対象とはなりません。また、相続人が相続開始前3年以内に贈与を受けていたとしても相続等で財産を取得していなければ生前贈与加算の対象とはなりません。

## 賃貸住宅の家賃を親が負担した時

親から贈与を受けた生活費のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象になりません。

賃貸住宅の家賃も日常生活を営むのに必要な費用なので「生活費」にあたります。

そのため、原則どおり、贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他の事情を勘案し、社会

通念上適当と認められる範囲かどうかで課税対象か判断する必要があります。

例えば、子が自分で賃貸住宅の家賃等を負担できない状況にあるなどの事情があり、それらを勘案した上で、親が社会通念上適当と認められる範囲で家賃等を負担している場合には、贈与税はかからないこととなります。





# 建築物省エネ法

## 建築物省エネ法とは

地球温暖化に対する対策として、温室効果ガスの排出量を削減することはとても重要なことです。1990年と2013年のエネルギー消費量を比較すると、産業部門や運輸部門は消費量が減少しているものの、建築物部門は1990年に比べて2013年は消費量が30%以上増加しています。このことから、建築物について省エネ対策を強化することは、地球温暖化対策に必要不可欠であると考えられ、平成27年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」が公布されました。

## 従来法・規制措置

平成27年に公布された建築物省エネ法では、延べ床面積が2,000㎡以上のオフィスビルを「特定建築物」と定め、特定建築物を新築や増改築する際には、その特定建築物をエネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させることが義務付けられました。省エネ基準に適合しているかの判断については、建築基準法に基づく建築確認手続きと一緒に行う必要があります。

特定建築物以外の建築物であっても、延べ床面積が300㎡以上のものについては、新築や増改築に関する

計画を所管行政庁へ届け出ることが義務付けられました。所管行政庁は、その計画が省エネ基準に適合していないと判断した場合には、必要に応じて計画の変更などの措置をとるよう、建築主に対して指示や命令をすることができます。

また、住宅の建築を業として行う建築主については、その建築主が供給する建売戸建住宅について、「住宅トップランナー基準」という省エネ性能の基準を定め、省エネ性能を向上させる「住宅トップランナー制度」が創設されました。年間で150戸以上新築する建築主については、住宅トップランナー基準に適合しない場合は、国土交通大臣はその建築主に対して基準に適合するように勧告することができ、勧告に従わない場合には、そのことを公表することができます。

## 従来法・誘導措置

省エネ基準に適合していることが認定された建築物の所有者は、その建築物が省エネ基準に適合していることを表示することができます。また、新築や増改築の計画が、省エネ基準に適合していると認定された場合には、省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を容積率の計算では算入

しないという、容積率の特例が受けられます。省エネ性能向上のための措置としては、LED照明や断熱窓サッシ・ガラス、高効率の給湯設備や空調設備が、国土交通省のホームページで紹介されています。

## 改正法

昨年5月に、建築物省エネ法が改正されました。改正法では、公布から2年以内に施行するものと、6ヶ月以内に施行するものが決められています。

2年以内に施行するものとしては、建築確認の際に省エネ基準へ適合させる必要がある建築物の対象が、延べ床面積が300㎡以上のものに拡大されました。また、戸建住宅を建築する際には、設計者から建築主に対して、省エネ性能に関して説明する義務が課せられました。このことによって、省エネ基準に適合することを推進しようというのが狙いのようです。

6ヶ月以内に施行するものとしては、容積率の特例について、複数の建築物での連携による取り組みが追加されました。また、住宅トップランナー制度については、建売戸建住宅を供給する事業者に加えて、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する事業者も対象に加えられました。

第32回オリンピック競技大会の開催まで半年弱となりました。東京での開催は1964年以来56年振りですが、それより前の1940年に東京でオリンピックを開催することが予定されていました。

### 紀元2600年事業として

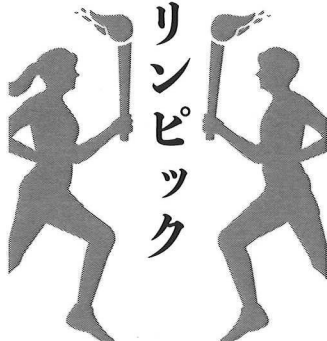
関東大震災から7年が経過した1930年、永田秀次郎が東京市長に就任しました。永田氏は、日本書紀に基づく日本建国の年(紀元)から2600年にあたる1940年に、紀元2600年事業として大規模な慶祝行事を模索していました。そこで提案されたのが、1940年に開催される第12回オリンピックを東京に招致することでした。

1932年に開催されたIOC総会で日本は、第12回大会を東京で開催するよう提案しました。その当時、ローマやバルセロナなど、9都市がすでに開催の意思を表明しており、東京が選出される見通しは立っていませんでした。しかし、粘り強い招致運動を進めたこともあり、1936年のIOC総会で、第12回大会を東京で開催することが決定しました。

### メインスタジアム

開・閉会式や陸上競技の会場となるメインスタジアムを含め、競技場の建設場所については、なかなか決まりませんでした。紆余曲折を経て、東京市は駒沢ゴルフ場跡地に一大スポーツセンターをつくる構想を固

# 幻のオリンピック



めました。13万坪ある敷地に、メインスタジアムと水泳競技場、オリンピック選手村を建設する計画でした。メインスタジアムは、仮設スタンドを含めて11万人を、水泳競技場は仮設スタンドを含めて3万人を収容できる予定でした。

しかし、日中戦争の長期化により、物資の統制が厳しくなり、多くの鉄材を使用するスタジアムの建設は、最後まで政府の承認が得られませんでした。

### テレビ中継を目指して

第11回大会であるベルリンオリンピックでは、史上初めてテレビ中継が行われました。ただこの時のテレビの走査線は180本で、現在のハイビジョンの走査線(1,125本)の約6分の1しかなく、映像はかなり不鮮明だったようです。

東京大会では、ベルリン大会よりも良質なテレビ放送を実現しようと、ブラウン管をはじめテレビ関連機器の開発が急ピッチで進め

られました。東京・大阪・名古屋にテレビ局が設置され、移動式カメラやテレビ中継車なども配備されました。

### 聖火リレー

聖火リレーが最初に行われたのも、ベルリンオリンピックでした。聖火リレーを発案したカール・デーム氏は、東京開催が決定すると、ベルリンから東京まで聖火を運ぶルートを検討しました。ただ、莫大な費用がかかることから、規模を縮小した日本の案が採られることになりました。費用については、軍部が一部負担することになりました。これは、聖火リレーを通じて中国やソ連などの軍隊の配備状況を知ることができるという軍部の思惑があったともいわれます。

### 大会返上

日中戦争の影響により、各国から大会の開催反対が表明されるようになりました。「スポーツと政治は別物」として、東京オリンピックを支持してきた米国スポーツ界ですが、1939年6月には反対する動きが一気に高まってきました。

国内でも、東京市は最後まで開催に意欲を示していましたが、競技場だけではなく個々のスポーツ用具にも物資の使用制限がかかり、深刻な状況に追い込まれました。そしてついに7月、厚生省はオリンピック東京大会の中止を決定しました。

## 点字ブロック

街中や駅のホームなどで見かける点字ブロックですが、日本で考案開発されたことをご存知でしょうか。昭和42年3月に、岡山県立盲学校付近の国道2号線の横断歩道に、世界で初めて点字ブロックが敷設されました。

点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といい、当時の一般財団法人交通安全試験センターの理事長だった三宅精一氏によって考案・開発されました。その後、様々な形状の点字ブロックが製造されて普及しましたが、視覚障害者から「統一してほしい」という要望が出され、平成13年に日本工業規格(JIS規格)が制定されました。現在、JIS規格で定められている点字ブロックは、誘導ブロックと警告ブロックの2種類あります。誘導ブロックは線状ブロックとも呼ばれ、進行方向を示すブロックです。警告ブロックは点状ブ

ロックとも呼ばれ、危険箇所や誘導対象施設などの位置を示すブロックです。JIS規格では、ブロックの大きさや突起の形状、点状突起の配列方法などが規定されています。

視覚障害者にとって有用な点字ブロックですが、課題も多くあります。例えば道に点字ブロックがあることで、高齢者などがつまずいたり、車椅子などが通りにくくなったりしています。また、雨天などで滑りやすくなることも指摘されています。景観の観点から、歩道と同色系の点字ブロックを敷設されているなど、JIS規格が制定される以前の点字ブロックが使われているところもまだ多くあります。このことで、視覚障害者が誤認する事例もあるようです。

点字ブロックの上に駐車や駐輪をされるケースも少なくありません。すると、視覚障害者が車や自転車にぶつかったり、白杖を折ったりといったトラブルに見舞われてしまいます。点字ブロックの上には、障害物を置かないようにしましょう。

## グランピング

簡単でおしゃれにアウトドアを楽しむことができる「グランピング」が海外を中心にブームになっています。

グランピングは、グラマラス(魅力的な)とキャンピングを組み合わせた造語で、2005年にはインターネット上にこの言葉が登場しました。

イギリスでは、ロンドン郊外を中心に多くのグランピングスポットが展開されています。田園や農村地帯に多く、宿泊施設は小型の小屋や馬車風トレーラーなどが使われています。

アフリカでも、グランピングは広まっているようです。アフリカでは、写真撮影が観光の主流となっていて、多くの常設ロッジが作られてきました。2000年代には、富裕層向けの豪華なサファリロッジも登場しています。

日本でも2015年頃から、グランピング施設の開業が始まっています。

## 球状コンクリーション

世界各地の地層で、球状コンクリーションと呼ばれる岩石が見つかっています。球状コンクリーションは、巻貝やアンモナイトなどの化石を含んでいて、大きなものは直径数メートルにもなります。球状コンクリーションの主成分は炭酸カルシウムで、浸食された海岸の崖から転げ落ちたものが多く、国内では北海道・愛知県・宮崎県などで

見つかっています。

炭酸カルシウムがどのようにして球状の塊になるのかということについて、約一〇〇年もの間議論されてきました。それが、二年ほど前に名古屋大学の研究チームが、世界で初めて球状コンクリーションが形成される仕組みについて解明しました。今後は再現実験を経て、トンネル内コンクリートの亀裂修復や、長期的地下水抑制技術への応用化が期待されています。



# 景気の見方 GDPの概念を通して

中小企業経営者の方が集まると何かと「景気はどう？」という話になります。

本屋さんをのぞいてみると、それを反映し経済関係の本・雑誌が並んでいます。経済を分野別に分けると、マクロ経済学、ミクロ経済学、財政、金融、経済政策、国際経済等広範囲になります。本や雑誌でも、それらの中ではマクロ経済とミクロ経済に関するものが多いです。

今回、取り上げるのがマクロ経済ですが、マクロ経済は一言でいうと「景気のこと」です。例えばタクシーに乗ると運転手さんが「近頃、短距離しか乗らないお客さんばかりでね、景気が悪いんじゃないですか？」といった自分の財布のこと、つまり、個人の所得環境をいう場合と、GDP（国内総生産）からの判断でいう場合があります。

す。

政府やマスコミの発表はGDPから推定して発表します。

GDPとは一国内で一定期間に生産された最終生産物の価値の総額です（概要については追って話をします）。

政府関係機関、内閣府・経済社会総合研究所は1～3月、4～6月、7～9月、10～12月の年四回、GDPの各期の推計値を発表します。

1～3月期のものは6月初め、4～6月期は9月の始めに発表（これら二次推計値は新聞等に掲載）という具合です。

この推計値の意味ですが、二期連続でGDPが増加（1～3月期がプラス、4～6月期もプラス）の場合は、例えば「景気は拡大基調にある」といった表現をします。

もちろん、二期連続マイナス

の数値が出たら、例えば、「景気は次第に縮小傾向にある」といった表現を使います。

では、1～3月がプラス、4～6月がマイナス、7～9月がプラスではどうでしょう？ このようなときは、「景気は踏み止まっているようだ」といった表現になっています。では、本論に入りましょう。

## 1 GDPとは何か

某大学・経済学の教材より  
国内総生産(GDP)は、一国の国内で行われた生産活動の全般的水準を測るための尺度であるが、それは「国内で一定の期間に生産された最終生産物の価値の総額」のことである。

なお、GDPの計測にあたって中間生産物の価値を含めないのは、最終生産物の価値の中に中間生産物の価値は含まれているからである。中略とすることで、最終生産物の価値と付加価値には関係がある。

GDPの正確な説明なのでし

ようが分かりにくい。GDPを図表を用いて説明しますので、教材に記載のものと並行して読んで下さい。

教材の前半の説明は、日本全体の「生産額」をどう算出するか？ということから、図により最終生産物（パン）だけを計算する、ということになります（全ての生産物の価値二十五〇〇万円は誤り）。

つまり、全生産過程の中で消える中間生産物の価値は無視することになります。

後半の付加価値ですが、表により五万円となります。

付加価値は税金等から計算できるものの、この推計は大変な作業量であると思います。

なお、日本の年間GDPは約五〇〇兆円（二〇一七年）で、市場為替レートに換算すれば、米国、中国に次いで世界三位です。

## 2 GDPの「D」とは？

二十年前位だったと思います。GDP以前にはGNPが日本全体の総生産額に使われていました。

GDPの「D」はドメスティック(国境内)地理的)で「N」はナショナル(日本人・居住者)的人的)を表わします。

アメリカに住んでいる歌手が日本でコンサートを開いた場合、この人は演奏芸術と呼ばれる生産物(サービス)を日本国内で生産したことになります。

この付加価値は、日本のGDPの一部を構成しますが、GNPについては、アメリカのGNPの一部を構成します。

では、アメリカで活躍する日本人の某野球選手の稼ぎは？

実はGNP上の居住者とは六カ月以上居住している者をいうため、長期に渡りアメリカに住してれば、GDP上もGNP上も米国に貢献している、こととなります。

GNPとGDPの関係では、前記の労働報酬の他に利子・配当などの資本報酬があります。日本人が外国に提供した資本の利用料の所得(具体的には日本が海外に貸し付けた資金の利子、海外の日本人の利潤等)は一八兆円ほどにもなります。したがって、GNP≧GDP

+ 海外からの所得(純要素所得)という関係です。

### 3 GDPの「G」とは？

G(グロス)≧総体、粗く見たに對し、N(ネット)≧純、正味のこと、GDPに對しNDP(ネットドメスティックプロダクト)、国内純生産の概念があります。

例えば、ある企業について、その工場は長期間にわたって存続して、その企業の生産活動に貢献します。したがって、工場の年々の減耗は、他の中間投入物や労働力などの投入とともに生産の過程で形を変えて、最終的に生産物として生まれ変わるとみなすことができます。

ところで、GDPの計測にあたっては、その年に生産された最終生産物の価値を単純に合計しているだけで、過去に作られた工場設備等の価値は過去のGDPに計上されていますが、その年のGDPには計上されません。ですが、その年の生産は過去に作られた工場設備などの消耗という犠牲のもとに行われてい

ることは注意する必要があります。

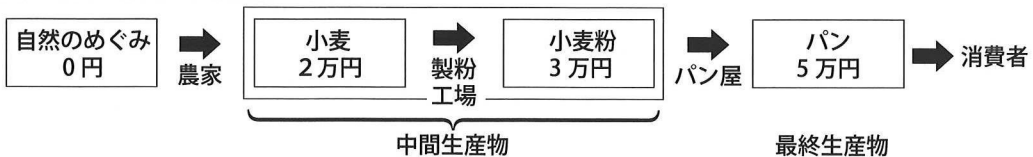
老朽化などによる価値の目減りを表わしたものが固定資本減耗であるから、経済の正味の生産水準を最終生産金額の合計であるGDPから、その年に生じた固定資本減耗を引いたものを考える必要があります。

NDP≧GDP-固定資本減耗

まさにGDPは、大雑把な生産水準の指標なのです。

しかし、①実際の統計データで年々のGDPとNDPの変化を見てみると、両者は比較的似たような動きをすることが多いので、経済全般の動向を見る時にはどちらの概念を用いてもさしたる違いがないこと、②本来固定的な生産設備などは、その物理的特質や技術水準の程度などに応じて価値の目減りしていく度合いも千差万別なので、固定資本減耗の大きさを計測することはきわめて難しいこと、などから、NDPではなくGDPを用いることが多いのです。

〈図〉 日本全体の「生産額」の算出は？



〈表〉 付加価値=生産額-中間費(投入した中間生産物の価値)

	生産額	中間費	付加価値
農家	2万円	0円	2万円
製粉業者	3万円	2万円	1万円
製パン業者	5万円	3万円	2万円
合計	10万円		5万円

最終生産物の価値=付加価値の合計

## 事業部門の廃止

多くの業界では、勝ち組と負け組がはっきりするような動きが出ています。

もし自分の会社が負け組の企業となつては、という先行きの不安は大きい。このような状況から不採算部門を廃止し、新規本業へ向かうという流れがあります。

企業の存続・発展過程に不採算部門の廃止(リストラ)は選択せざるを得ない過程なのかもしれません。

リストラについて、お金の問題から考えてみることにします。

部門廃止となれば、人も整理しなければならない。人を整理するとなれば、ふつうは退職金の支給等で赤字の幅は大きくなります。

しかし、問題はそれに止まりません。いくら不採算部門といっても、その部門の変動費(原材料の仕入等)が売上高を上回することは少ない。少し説明を加えますと、そ

の部門が赤字というのは、その部門の売上高から変動費と固定費を差し引いたとき赤字になるということです。

この場合、赤字の幅は部門廃止に伴う固定費分と限界利益の減少の合計額となることになります。もちろん、その部門が赤字であれば、その合計額に従来の赤字額も加算される、ということです。

したがって、短期的には、かなり赤字の額が増える、つまりはそのために流出する資金を調達するために、別に資金を調達しなければならないこととなります。

そして、すでに振り出ししている支払手形や買掛金は、まだ売り上げが大きかったときのものです。もちろん、それに見合っ受取手形なども大きいわけですが、多くの場合、その受取手形は銀行で割り引いて手元にはない。二重三重にお金は不足してくることになります。リストラ後の資金繰りは、綿密に検討する必要があります。

## 適応力

母親Y子さんは息子U君に“パン屋さんで食パンを買ってきて”と言いました。

- ・パン屋さんは臨時休業
    - あきらめて帰る?
    - そうだ、食パンはコンビニで売ってる
  - ・コンビニでは食パンは売り切れ
    - あきらめて帰る?
    - 食パンじゃないとダメなのかなあ
- お腹が空いているので食パンを買うのか?

U君はおにぎりを買って帰る。そこでY子さんの対応で「おにぎりなんて買ってこないでよ」と「代わりにおにぎり、良く思い付いたね」の差は大きいものがあります。うまくいく組織(ほめて伸ばす)の特徴は、

- I 目的が共有されている
- II 最前線に権限が共有されている
- III 責任追求の文化がない(細部は切捨て)
- IV 目的達成のために考え続ける

一方、うまくいかない組織はマニュアル至上主義(平時の文化)になっています。

## 高齢者の使命感

某公園は、より安全に皆に使用してもらおうとAさん(七三歳)に担当を依頼。

子供が悪ふざけをして走り回っている、すぐAさんはしかる。サラリーマンが衣服とタバコを取り出すと、クドクドと長時間説教。Aさんがいると誰も公園に近づかなくなった。某小学校の通学路、安全を重視しBさん(六八歳)が役割を

引き受けた。

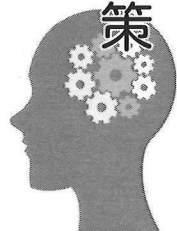
Bさんは、働いていた現役時代も厳しい人であったが、学童達に「一列に並んで歩かなきゃダメだよ、そこ、列からハミだしてる!」、「よそ見して歩いてると、危ないよ」など過剰に厳しい。

Aさん、Bさんの正義感、使命感にはプラス面もある。しかし、会社・役所内等の「厳格さ」とは異なった正当化が見過ごされてるように思います。



# 企業のメンタルヘルス対策

## 休業者の職場復帰支援



心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、職場復帰支援プログラムの策定や関連規程の整備等により、休業から復職までの流れをあらかじめ明確にしておくことが必要です。

五つのステップに分けて職場復帰支援の流れを解説します。

- 一 病気休業開始及び休業中のケア
- 二 主治医による職場復帰可能の判断
- 三 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- 四 最終的な職場復帰の決定  
(職場復帰)
- 五 職場復帰後のフォローアップ

### 一 病気休業開始及び休業中のケア

- ① 病気休業開始時の労働者からの診断書（病気休業診断書）の提出
- ② 管理監督者によるケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケア
- ③ 病気休業期間中の労働者の安心感の醸成のための対応等（ポイント）
  - ・ 診断書には、必要な療養期間の見込みを明記してもらう。
  - ・ 本人の同意を得て主治医へ情報提供をする。
  - ・ 不安や悩みなどを相談できる窓口の周知、主治医と相談した上で、休業中にも休業労働者に連絡をとる。
  - ・ 休業期間満了後の雇用契約の扱いなどは、関係法令に留

意の上、就業規則等に定めておく。

休業労働者が安心して治療に専念できるよう、休業制度（期間・傷病手当金等）について本人に説明する。

休業中の経済的、将来的な不安を軽減するために、事業場の仕組みの説明、事業場外資源（地域産業保健センター等）の情報提供をする。

### 二 主治医による職場復帰可能の判断

- ① 労働者からの職場復帰の意思表示と職場復帰可能の判断が記された診断書の提出
- ② 産業医による精査
- ③ 主治医への情報提供（ポイント）
  - ・ 職場復帰が可能であるとす
  - る診断書の提出を受け、産業医等による精査を踏まえ、働ける状態であることを確認する。
  - ・ 産業医等の精査にあたっては、職場の実態について社内制度や仕事内容などの情報提

供を行い、生活リズム及び日常生活も含めた体力、業務と類似した行為の遂行状況、生活習慣等の実際面を確認する。

主治医の判断は、その職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことに留意する。

主治医に対して、業務遂行能力の内容や社内勤務制度等に関する情報提供をする。

### 三 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成

- ① 情報の収集と評価
  - ア 労働者の職場復帰に対する意思の確認
  - イ 産業医等による主治医からの意見収集
  - ウ 労働者の状態等の評価
  - エ 職場環境等の評価 等
- ② 職場復帰の可否についての判断
- ③ 職場復帰支援プランの作成
  - ア 職場復帰日
  - イ 管理監督者による就業上

## の配慮

ウ 人事労務管理上の対応等  
エ 産業医等による医学的見地からみた意見  
オ フォローアップ 等

### 〈ポイント〉

・ 職場復帰にあたり、業務遂行能力の有無は産業医等の医学的な考え方を考慮して判断を行う。

・ 具体的なプラン作成にあたっては産業保健スタッフ等を中心に、管理監督者、休業労働者と十分な話し合いをして、連携しながら進める。

・ 試し出勤制度等（模擬出勤、通勤出勤、試し出勤）を導入する場合は、あらかじめ事業場でルール化して活用する。

・ 労働できる状態の評価表等を設け、個人に合った職場復帰支援プランを作成する。

・ 職場復帰の準備に時間を要することが多いので、十分な準備期間を設け計画的に実施する。

・ 家族や第三者からの情報収集等を行うにあたっては、プライバシーに十分配慮する。

・ 休業労働者に、適切な職場復帰支援プランに基づいた着実な実行が安定した職場復帰につながることを理解させる。

・ 休業労働者本人の希望のみでプランを決定せず、産業医等の意見を踏まえ決定する。

## 四 最終的な職場復帰の決定

・ 前述のステップを踏まえて、事業者による最終的な職場復帰の決定を行います。

① 労働者の状態の最終確認  
② 就業上の配慮等に関する意見書の作成

③ 事業者による最終的な職場復帰の決定

・ 産業医の意見書等に基づき、関係者間で内容を確認しつつ、職場復帰を決定する。

・ 主治医へ就業上の配慮の内容について情報提供し、連携を図る。

・ 処遇の変更が行われる場合は、あらかじめ就業規則に定める等ルール化しておく。

・ 第四ステップを経て職場復帰をし、その後に第五ステップに

進みます。

## 五 職場復帰後のフォローアップ

・ 職場復帰後は、次のことを継続して行っていきます。

① 疾患の再発、新しい問題の発生等の有無の確認

② 勤務状況及び業務遂行能力の評価

③ 職場復帰支援プランの実施状況の確認

④ 治療状況の確認

⑤ 職場復帰支援プランの評価と見直し

⑥ 職場環境等の改善等

⑦ 職場の管理監督者、同僚等への配慮等

・ 復帰プランの進行状況については、労働者本人のみならず管理監督者とも面談し、客観的な評価を行う。

・ 管理監督者、産業保健スタッフ等の関係者が情報共有し、必要に応じて話し合う等の連携を図る。

・ 職場環境等の改善を行うとともに、適宜、職場復帰支援プランの評価や見直しを行う。

・ 管理監督者や同僚への過度

の負担を回避するようにする。

・ 家族からの相談対応も含め、情報提供しながら、関係者間で連携を図りながら支援を継続する。

## 六 その他の検討・留意事項

① 職場復帰可否の判断基準  
・ 職場復帰可否については定型的な判断基準を示すことは困難であり、個々のケースに応じ総合的な判断を行うことを要します。

・ 労働者の業務遂行能力が職場復帰時には未だ病前のレベルまでは完全に改善していないことも考慮した上で、職場の受入れ制度や態勢と組み合わせながら判断しましょう。

### ② 事業場外資源の活用

・ 専門的な助言や指導を必要とする場合には、それぞれの役割に応じた事業場外資源を利用していくとよいです。

・ 職場復帰に関しては、厚生労働省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」もご活用ください。

## 新しい電子申請サービス 「GビズID」

今年4月から電子申請の新サービス「GビズID」が始まります。

電子申請は、インターネットを利用して行政機関に対する申請・届出をするもので、窓口の受付時間以外でも申請可能であることや、手続きをするために移動・郵送する必要がないため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、コストが掛からないなどのメリットがあります。これまで、電子申請するには電子証明書(※)が必要でしたが、経済産業省が整備する1つのID・パスワード(発行無料)で複数の行政サービスにアクセスできる事業者向けの認証サービス「GビズID」により、電子証明書がなくても電子申請が可能になります。

※ 電子証明書…書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。電子申請における本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用

する電子的な身分証明書で、公的個人認証制度におけるICカード(マイナンバーカードなど)への搭載やファイル形式で提供されます。

アカウントの取得は、「GビズID」のホームページより申請書を作成した上でを行います。

GビズIDを用いた社会保険・雇用保険の電子申請の対象は、以下届書等です。なお、利用できる行政サービスについては、順次拡大される予定です。

### ① 社会保険

資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者(異動)届、国民年金第3号被保険者関係届

### ② 雇用保険

資格取得届、資格喪失届、転勤届、個人番号登録届

ホームページ上に、マニュアルやFAQが公開されています。また、「GビズIDヘルプデスク」が開設されており、メール・電話での問い合わせも可能です。

## 働き方改革推進支援センター のご案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として「働き方改革推進支援センター」が47都道府県に開設されています。

以下のような取組みについて、就業規則の作成方法、賃金規程の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを受けることができます。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善  
個別相談支援として、電話・メール、来所による相談、企業への直接訪問などが行われています。

各都道府県の連絡先は、「働き方改革推進支援センター」のキーワードにより検索できます。

### 取締役の雇用保険加入

会社の取締役や役員は、原則として雇用保険の被保険者とはなりません。

ただし、取締役等であることと同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、服務態様や報酬支払などの面から見て労働者の性格の強い者であって、雇用関係があると認められるものに限り、被保険者となります。

手続きの際は、「兼務役員雇用実態証明書」を作成(様式はハローワークのサイトまたは窓口にて入手)し、実態を確認する資料として取締役会の議事録、報酬規程や賃金台帳などとともに提出します。

なお、退職した後を受ける失業給付の額は、役員報酬を除いた額により算出されます。